

全設健発第 1531号

令和 元年10月18日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合

理事長 内田 勝巳

(公印省略)

令和元年 台風第19号により被災した被保険者等に係る一部負担金等の取扱いについて

謹啓 仲秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当健康保険組合の事業運営につきまして、ご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、このたびの台風第19号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

すでに台風15号の際にご案内を差しあげておりますが、台風等の災害により災害救助法の適用を受けた場合は、被保険者等が医療機関の窓口を支払う一部負担金等が免除される場合があります。

今回は、10月12日から13日にかけて東日本を直撃した台風19号による災害が災害救助法の適用となっております。この災害地域（当組合のホームページをご確認下さい）にお住まいで、家屋の全半壊以上の災害を受けられた方々につきましては、医療機関等に「健康保険一部負担金等免除証明書」と健康保険証を併せて提示することにより窓口負担が免除されることとなります。「健康保険一部負担金免除証明書」の交付を受けるためには、当組合所定の「健康保険一部負担金等免除申請書」に市町村より発行される「罹災証明書」を添付してご申請いただく必要があります。

詳細につきましては、当組合のホームページに掲載しておりますのでご覧いただき、被災された組合員の方がいらっしゃいましたら、当組合までご連絡いただきますようにご周知をお願いいたします。

謹白

ホームページアドレス <http://www.sekkei-kenpo.org>

お問合せ先 第二業務部 給付課 03-3404-7344